



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

488	指定障害児通所支援事業者の廃止	（障害福祉課）	1
489	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（ 〃 ）	2
490	指定自立支援医療機関の指定の辞退	（こころの健康推進課）	2
491	指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	2
492	指定自立支援医療機関の変更	（ 〃 ）	2
493	特別保護地区の指定予定の通知	（自然環境課）	3
494	指定納付受託者の指定	（企業振興課）	3
495	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	（ 〃 ）	4
496	三津ノ土地改良区の役員の就任	（農業農村整備課）	4
497	中島井土地改良区の役員の就任	（ 〃 ）	4
498	日高川土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ）	5
499	南紀用水土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ）	5
500	保安林の指定	（森林整備課）	5
501	〃	（ 〃 ）	5
502	車両制限令による道路の指定	（道路保全課）	6
503	〃	（ 〃 ）	6
504	道路の区域変更	（ 〃 ）	7
505	〃	（ 〃 ）	7
506	〃	（ 〃 ）	7
507	道路の供用開始	（ 〃 ）	8
508	道路の区域変更	（ 〃 ）	8
509	道路の位置の指定	（都市政策課）	9
510	一般競争入札による落札者の決定	（教育委員会）	9

告 示

和歌山県告示第488号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3051000259	放課後等デイサービスゆうゆうくじら	橋本市原田31	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町大字九度山字宮ノ浦527番1	令和7.7.1

和歌山県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012520 072	あゆみ	東牟婁郡那智勝浦 町大字天満一丁目7 5	重度訪問介護	株式会社ライフ サポート花夢衣	東牟婁郡那智勝浦 町大字宇久井119番 地	令和 7. 6. 16

和歌山県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
医療法人淳風会熊野路クリ ニック	新宮市緑ヶ丘二丁目1番20号	越村邦夫	令和 7. 3. 12
調剤薬局ホンダ	和歌山市西庄1016	本田みどり	令和 7. 3. 12
上田内科クリニック	紀の川市東国分431-1	上田晃子	令和 7. 3. 19
ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	仲井間憲要	令和 7. 3. 25

和歌山県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
嶋病院	和歌山市中之島874番地3	郭哲次	令和 7. 5. 1

和歌山県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日

薬局さい	紀の川市打田19-11	医療機関の 名称	薬局紀征	薬局さい	令和 7.4.1
------	-------------	-------------	------	------	-------------

和歌山県告示第493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 特別保護地区の名称

与根河鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

東牟婁郡那智勝浦町市屋地内の旧山のサブセンターを起点とし、同所から南東へ進み与根河池北側の山頂に至り、同所から稜線を北東へ進み与根河池北東端へ至り、同所から与根河池に沿った等高線を南西へ進み旧湿生植物園に至り、同所から遊歩道を北進し車道に至り、同車道を北進し旧キャンプ場進入路との交点に至り、同所から同車道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案**(1) 鳥獣保護区の指定区分**

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域には、広葉樹を主体とした天然林及び区域面積の3分の1を占める与根河池があり、鳥獣の生息に適した環境となっており、希少な鳥獣であるミサゴ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間

令和7年6月20日から同年7月7日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第494号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社MotionGallery

東京都世田谷区代田二丁目36番13号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

(1) 次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover

(2) 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する納付方法であって、次の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）が運営するもの

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

4 指定期間

令和7年5月8日から令和8年3月31日まで

和歌山県告示第495号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年和歌山県告示第757号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）は、令和7年3月31日限り廃止した。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定公金事務取扱者として指定した者

(1) 名称 株式会社MotionGallery

(2) 事務所の所在地 東京都世田谷区代田二丁目36番13号

2 委託した公金事務

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年5月8日

4 委託期間

令和7年5月8日から令和8年3月31日まで

和歌山県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 下浦沙耶佳 新宮市熊野川町日足373番地

和歌山県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、中島井土地改良区の役員について次

のとおり公告する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 大塚尚男 岩出市中島567番地の6

和歌山県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南紀用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字宮ノ前字大野田374、375

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字ワラビ谷308、字和田310の5、311、字世戸谷312の1、312の2、312の4、字坪口319、320の1、字下モムキ331、字柳之谷349、354、354の1、354の2、376の2、378、字大平ラ415、415の1、415の2、字宮ノ谷427・427の1から427の3まで・428・429（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、429の1、429の

2、430、430の1（次の図に示す部分に限る。）、430の2、431、字大屋垣内432の1、
字小森平455から457まで、457の1、460

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第502号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 粉河加太線	岩出市根来字中溝911番4地先から 紀の川市中三谷字東馬場脇207番3地先まで
主要地方道 泉佐野岩出線	岩出市中迫字塚本167番1地先から 岩出市宮字宮ノ内81番1地先まで
主要地方道 和歌山打田線	岩出市宮字宮ノ内84番2地先から 岩出市船戸字笑松124番地先まで
主要地方道 和歌山打田線	岩出市船戸字笑松125番1地先から 和歌山市大垣内字澤622番2地先まで

2 指定する期日

令和7年7月1日

和歌山県告示第503号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市森小手穂字南沖田63番1地先から 和歌山市森小手穂字南沖田60番2地先まで
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市小雑賀字小物成606番1地先から 和歌山市森小手穂字南沖田63番1地先まで
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市西浜字中川向ノ坪1667番1地先から 和歌山市秋葉町23番10地先まで

- 2 指定する期日
令和7年7月1日

和歌山県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村安井字小田400番6地先から同市龍神村安井字柳瀬235番1地先	旧	8.60 } 44.90	928.90	
同上	新	11.80 } 48.10	929.80	

和歌山県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字田中臺479番1地先から同市吉原字田中臺479番1地先まで	旧	4.31 } 6.30	30.29	
同上	新	5.76 } 7.98	30.51	

和歌山県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字玉西457番6地先 から同市学文路字玉西457番14 地先まで	旧	3. 68 } 4. 69	29. 30	
同上	新	5. 11 } 10. 80	28. 87	

和歌山県告示第507号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字玉西457番6地先から同市学文路字玉西457番14地先まで

供用開始の期日 令和7年6月20日

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村丹生ノ川字井戸ノ 谷下モ道下タ567番1地先から同 市龍神村丹生ノ川字森99番2地 先	旧	3. 82 } 17. 34	496. 41	
同上	新	7. 77 } 27. 69	473. 85	

和歌山県告示第509号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3687	橋本市柏原字井之尻380番1の一部、381番1の一部、382番1の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	令和 7. 6. 5	6. 00	32. 89

和歌山県告示第510号

Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月20日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 落札者を決定した日
令和7年6月4日
- 落札者の氏名及び住所
NTTビジネスソリューションズ株式会社和歌山ビジネス営業部
和歌山県和歌山市一番丁5番地
- 落札金額
159, 550, 105円（うち消費税及び地方消費税の額14, 504, 555円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月25日